令和6年度法定経営指導員講習 ~事業継続力強化支援に関する基礎的知識~

中小企業庁経営支援部小規模企業振興課

第1.「事業継続力強化支援」の位置づけ

- 令和元年に「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律 (小規模事業者支援法)」が改正され、経営改善普及事業の一類型として 「事業継続力強化支援」という考え方が整理された。
- 事業継続力強化支援とは、自然災害又は通信その他の事業活動の基盤における重大な障害(以下「自然災害等」という。)を経営上のリスクと認識した上で、突発的な事象が生じても事業を継続する・早期に再開していくための経営管理能力(事業継続力)の強化を支援していくものであり、リスクマネジメント指導とも言えるものである。
- 事業継続力強化支援にあたっても、政策実行実務者としてのポジションを意識し、経済政策としてのアプローチ、自主的努力の助長を旨とする中小企業政策・小規模事業者政策として行う経営指導、という意識を持つことが必要である。

経営改善普及事業~「経営改善」と「経営発達」~

小規模事業者支援法上の「経営改善普及事業」には、「経営改善指導」と 「経営発達支援」の二つの概念が含まれている。

小規模事業者支援法上の「経営改善普及事業」の定義 小規模事業者支援法第4条第1項

「商工会若しくは商工会議所が基本指針(※)に則し実施する小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業」

(※)経済産業省告示第六十号 小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針(以下、本資料において同じ)

小規模事業者支援法上の「経営改善」と「経営発達」の考え方

<経営改善>基本指針第一1.経営改善普及事業の内容

- (1)金融、税務、経理、販売管理、労務、技術の改善、創業、経営の発達、経営革新、事業の円滑な承継又は事業の継続が見込まれない場合の円滑な廃止その他各種制度(国の各府省庁、地方公共団体及び民間事業者のものを含む。以下同じ。)も活用しつつ行う経営に関するきめ細かな指導、あっせん等
- (2) 小規模事業者の経営の改善発達に資する地域経済の活性化又は商工業の振興に関する事業の実施、協力又は指導
- (3)経営、技術、各種制度等に関する情報又は資料の収集及び提供

〈経営発達〉基本指針第四1.経営発達支援の内容

- (1) 小規模事業者の販売する商品又は提供する役務の内容、保有する技術又はノウハウ、従業員等の経営資源の内容、財務の内容との他の経営状況の分析
- (2)経営状況の分析結果に基づき、需要を見据えた事業計画を策定するための指導・助言、当該事業計画に従って行う事業の実効性向上に必要な指導及び助言
- (3) 小規模事業者の販売する商品又は提供する役務の需要動向、各種調査を活用した地域の経済動向に関する情報の収集、整理、分析及び提供
- (4) 小規模事業者が事業計画に従って行う需要の開拓に寄与することを目的としたソーシャルメディアやプレスリリース等の広報手法、 商談会や展示会等を用いたブランド形成・マーケティング、電子商取引等の活用手法の教授

2

経営指導としての経営改善指導・経営発達支援

- 経営改善指導とは、主に**「経営管理」**に関する指導を指す。
- 経営発達支援とは、経営管理ができていることを前提に、主に<u>「経営方法」</u> に関する支援を指す。

中小企業法制上の「経営管理」と「経営方法」の違い

※旧中小企業基本法・中小企業指導法:「経営管理」→現中小企業基本法・中小企業支援法:「経営方法」

経営組織内

本社・バックオフィス

- ·記帳、決算
- 労務管理
- ·原価計算 等々

工場、店舗・フロントオフィス

・どのように何を作るか どのように P R し、 どのように売るか というアイディア・ノウハウ 組織の内部運営に重きを置い た概念が**「経営管理」**。 経営管理者の業務の中でも 「バックオフィス部門。 事業者として当然にやるべきこと、 に近い。

組織外

取引先、顧客、市場

- ・マーケティング
- ・競合、同業者の分析

フロントオフィス、企業組織外との関係(マーケティング)も含めた概念が 「経営方法」

経営戦略に近い考え方で、事業者と して当然やるべきことがあるというより も、千差万別の世界。

事業継続力強化支援とは何か

「事業継続力強化支援」とは、中小企業等経営強化法に規定する「事業継続力強化」に寄与する情報の提供等を行うことを指し、基本指針において具体的に6項目が掲げられている。

基本指針第三1. 事業継続力強化支援の内容

- (1)地区内の小規模事業者に対する、地方公共団体が提供するハザードマップや国が提供する全国地震動予測地 図等を活用した、事業活動に影響を与える自然災害等のリスクの認識に向けた注意喚起
- (2) 損害保険の加入等の自然災害等が事業活動に与える影響の軽減に資する取組や対策の普及啓発、中小企業 等経営強化法に基づく事業継続力強化計画認定制度をはじめとした各種制度の情報の提供
- (3)地区内の小規模事業者による事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画並びに事業継続計画 (BCP)の策定に関する指導及び助言
- (4) 地区内の事業継続力強化に取り組む小規模事業者に対するフォローアップの実施
- (5) 地区内の小規模事業者による事業継続力強化に関する知見の共有
- (6) 自然災害等が発生した場合における地区の商工業の被害状況の把握及び地方公共団体への報告、自然災害等発生時に被害状況の確認その他の応急復旧活動に従事する地区内の小規模事業者の経営状況及び事業継続力強化の取組状況の確認

中小企業等経営強化法第2条第15項

この法律において「事業継続力強化」とは、事業者が、自然災害又は通信その他の事業活動の基盤における重大な障害(以下「自然災害等」という。)の発生が事業活動に与える影響を踏まえて、自然災害等が発生した場合における対応手順の決定、当該影響の軽減に資する設備の導入、損害保険契約の締結、関係者との連携及び協力その他の事業活動に対する当該影響の軽減及び事業活動の継続に資する対策を事前に講ずるとともに、必要な組織の整備、訓練の実施その他の当該対策の実効性を確保するための取組を行うことにより、自然災害等が発生した場合における事業活動を継続する能力の強化を図ることをいう。

事業継続力強化支援の位置づけ

- 事業継続力強化支援は、「経営改善指導」の一類型という位置づけ。
- 事業者として保有すべき基本的能力・知識の一種として、事業継続に必要な 防災の知識・リスクマネジメントの考え方を身につかせるという考え方。

小規模事業者支援法基本指針の構成

第一 小規模事業者の経営の改善発達の基本的な方向

経営改善普及事業を行う政策上の目的や理念等の基本的な考え方を規定。

※小規模企業振興基本計画では、「需要を見据えた計画の促進」を目標に掲げている等。

第二 近代的経営管理方法の導入等経営管理に関する指導に関する事項

経営改善普及事業のうち、「経営改善」に関する考え方について規定。

※記帳の代行等が目的ではなく、事業者自身の自律的体制の育成が目的である等。

第三 事業継続力強化に寄与する情報の提供等に関する事項

自然災害等を、経営、事業継続上のリスクとして捉えた上で、小規模事業者に事前対策を促す事業(事業継続力強化支援事業)の考え方や内容を規定。「経営改善」の一類型。

第四 技術の向上、新たな事業の分野の開拓等に寄与する情報の提供等に関する事項

経営発達支援事業の考え方や内容を規定。

第五 商工会又は商工会議所がその地区内における商工業の総合的な改善発達のために行う 他の事業との関係に関する事項

経営改善普及事業と他の商工会・商工会議所事業(共益事業等)との関係を規定。

事業継続力強化支援上のリスクマネジメントの考え方

リスクマネジメントとは、「純粋リスク」だけではなく「投機的リスク」まで含めた上でのマネジメントを言うが、事業継続力強化支援上は、基礎的知識として「純粋リスク」への対処を中心としている。

「リスク」=不確実性 「純粋リスク」=損失のみを発生させるリスク 「投機的リスク」=損失だけではなく利益を生む可能性もあるリスク。ビジネスリスクともいう。

純粋リスク	投機的リスク
火災、風水害、地震、損害賠償、感染症等	事業戦略、投資判断、市場環境等
※万が一に備える、危険を回避する、予防する・軽減するという文脈でのリスクのイメージ	※成長するためにはリスクを取る必要がある等 という文脈でのリスクのイメージ
	j

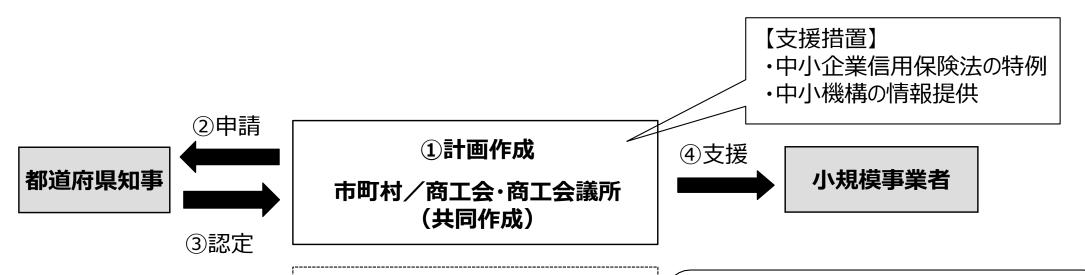
事業継続力強化支援の想定

本講習では解説しないが、平時の経営発達支援はもちろんのこと、復旧支援・復興支援フェーズでの経営計画作成にあたっても理解が必要な概念なので、経営指導員として無視して良いものではない。

事業継続力強化支援計画とは何か

- 事業継続力強化支援計画は、地域の防災を担う市町村と共同して、地域の小規模事業者の事業継続力強化支援を行うもの。
- 平時の取組だけではなく、災害等発生時における対応も盛り込むことを求めている。

事業継続力強化支援計画のスキーム



<計画記載事項>

- ・目標
- ・内容及び実施期間 実施体制
- ・助言を行う経営指導員の氏名
- ・必要な資金の額及びその調達方法

【計画に盛り込む内容】

- i) 管内の事業者への災害対策の普及啓発 や実施支援
- ii)災害発生時の対応(被害情報収集等)
- iii) 商工会・商工会議所のBCP策定

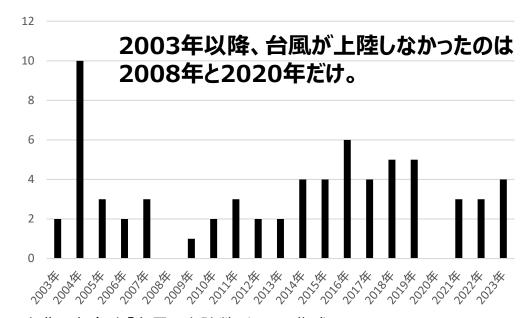
第2. 災害が与える影響

- 小規模事業者に事業継続力強化支援を行うにあたっての出発点は、自然災害等を自社の経営上のリスクと認識させること。
- 自然災害等はヒト・モノ・カネといった自社の経営資源とともに、インフラ や仕入先を含めた外部資源へのダメージも自社に影響を与えてくるため、事 業活動全体でその影響を捉えることが大切である。

自然災害は身近なリスク①

- 自動車を運転するならば交通事故のリスクを考える、飲食店を経営するならば食中毒のリスクを考えるのと同じく、自然災害も経営上の身近なリスクと捉えることが必要。
- また、交通事故や食中毒とは異なり、自然災害は、事前対策によってダメージの軽減はできるかもしれないが、発生そのものは防げない。防災のみならず、発生することを前提とした取組が必要。

台風の上陸数



出典:気象庁「台風の上陸数」をもとに作成

※2023年は速報値(2023年12月1日現在)

物的被害のあった地震の件数



出典:気象庁「日本付近で発生した主な被害地震」をもとに作成

※2023年は速報値(2023年6月19日現在)

自然災害は身近なリスク②

近年は、豪雨災害も発生しており、より一層の自然災害リスクへの備えが求められてきている。

令和3年以降に起きた、大雨、大雪、暴風による被害 (※台風による被害を除く)

令和3年(2021年)			
発達した低気圧及び強い冬型の気圧配置に伴う大雪・ 暴風(速報)	1月7日 ~1月11日	北日本から西日本の日本海側を中心に広い範囲で大雪・暴風。北陸地方の平地で1メートルを超える積雪。秋田健などで停電発生。	
7月1日から3日の東海地方 ・関東地方南部を中心とし た大雨(速報)	7月1日 ~7月3日	東海地方・関東地方南部を中心に大雨。 静岡県熱海市で土石流が発生。	
前線による大雨(速報)	8月11日 ~8月19日	西日本から東日本の広い範囲で大雨。総降水量が 多いところで1200ミリを超える。	
令和4年(2022年)			
8月1日から6日の前線による 大雨(速報)	8月1日 ~8月6日	北海道地方や東北地方及び北陸地方を中心に記録的な大雨。	
令和4年台風第14号による 暴風、大雨等(速報)	9月17日 ~9月20日	九州を中心に西日本から北日本の広い範囲で暴風となり、海では猛烈なしけや大しけ。	
令和4年台風第15号による 大雨(速報)	9月22日 ~9月24日	東日本太平洋側を中心に大雨。特に静岡県や愛知 県で猛烈な雨や非常に激しい雨。	
令和5年(2023年)速報値			
梅雨前線及び台風第2号に よる大雨(速報)	6月1日 ~6月3日	西日本から東日本の太平洋側を中心に大雨となり、 期間降水量の合計は平年の6月の月降水量の2倍を 超えた地点があった。	
梅雨前線による大雨(速 報)	6月28日 ~7月16日	各地で大雨となり、期間降水量の合計は大分県、佐賀県、福岡県で1200ミリを超えた。	
令和5年台風第13号による 大雨(速報)	9月7日 ~9月9日	台風の中心から離れた場所で雨雲が発達して、関東 甲信地方や東北太平洋側では大雨。このうち、東京 都(伊豆諸島)、千葉県、茨城県及び福島県では 線状降水帯が発生し、猛烈な雨。	

出典:気象庁「災害をもたらした気象事例(平成元年~本年)」をもとに作成

自然災害の被害例

第1-1-98図 自然災害による中小企業の被害例(2018~2020年)

平成30年7月豪雨 (西日本豪雨) 【2018年】	西日本を中心に全国的に広範囲で記録的な大雨を記録し、各地に甚大な被害をもたらした。豪雨災害初の激甚災害(本激)。
台風第19~21号 【2018年】	近畿地方から中部地方にかけた広範囲で、交通インフラや建物、設備に大きな被害をもたらした。
北海道胆振東部地震 【2018年】	地震の影響で、道内の火力発電が緊急停止し、電力の需給バランスが崩れたため、道内全域で停電が発生。市民生活への影響とともに、産業、物流などに大きな被害をもたらした。
佐賀豪雨、台風第10号· 第13号·第15号·第17号 【2019年】	暴風雨における災害であり、特に8月末の豪雨では佐賀県、台風15号では千葉県に大きな被害をもたらした。
台風第19~21号 【2019年】	中部地方から関東・東北地方にかけた広範囲で、交通インフラや建物、設備に大きな被害をもたらした。激甚災害(本激)に指定。
令和2年7月豪雨等 【2020年】	停滞した前線の影響により九州地方を中心に、日本各地において記録的な豪雨を記録し、多くの被害をもたらした。激甚災害(本激)に指定。

第1-1-100図 過去の主な風水災等による保険金の支払い

				支払保険金(億円)			
順位	災害名	地域	年度	火災·新種	自動車	海上	合計
1	平成30年台風21号	大阪·京都·兵庫等	2018	9,363	780	535	10,678
2	令和元年台風19号	東日本中心	2019	5,181	645	-	5,826
3	平成3年台風19号	全国	1991	5,225	269	185	5,680
4	令和元年台風15号	関東中心	2019	4,398	258	-	4,656
5	平成16年台風18号	全国	2004	3,564	259	51	3,874
6	平成26年2月雪害	関東中心	2014	2,984	241	-	3,224
7	平成11年台風18号	熊本·山口·福岡等	1999	2,847	212	88	3,147
8	平成30年台風24号	東京·神奈川·静岡等	2018	2,946	115	-	3,061
9	平成30年7月豪雨	岡山·広島·愛媛等	2018	1,673	283	-	1,956
10	平成27年台風15号	全国	2015	1,561	81	-	1,642

資料: (一社) 日本損害保険協会 (注)1.2020年3月末時点の集計。 2.支払保険金は見込み。

出典:2021年版中小企業白書 小規模企業白書

自然災害は身近なリスク③

自然災害による全ての損害を行政支援策等でカバーできるわけではなく、 あくまで平時から自助による事業継続・災害への備えが必要。

行政支援策にて自然災害の損害がカバーできなかった例(あくまで一例)

- 被災した事務所は事務所兼自宅であったっため補助の該当外であった。自宅の保険も補償額が少なかった。
- ビルを事業所向けに賃貸していたが、地震で全体が損壊。しかし、空き店舗だったために補助の該当外であった。
- 補助金の申請には補助を受ける施設・世帯の保険加入が条件であったが、損害の額と比べて保険に加入する額が合わずに申請を断念した。

参考:行政支援策(補助金)における補助対象外の例

補助対象外経費(その1)

- 令和 4 年福島県沖地震に起因する被害ではないもの
 - 例1) 被災前から使用不能であった施設・設備
 - 例2) 被災後に災害に起因せず損壊、滅失、継続して使用することが困難 になった施設・設備
 - 例3) 被災前から事業用として使用されていなかった空き店舗・事業所等
 - 例4) 被害を立証する資料が提出されないもの
- ●参加グループの目的に合致しないもの
 - 例1) 商店街型での工場・機械設備の復旧
 - 例2) サプライチェーン型での商業機能復旧事業
- ●他の目的に転用される可能性が高いもの
 - 例1) 福利厚生関係施設(寮、休憩所、従業員駐車場等)
 - 例2) 事務用品(机、椅子、書庫等)

補助対象外経費(その2)

- ●制度上対象外のもの
 - 例1) 各種税(印紙税、消費税等)
 - 例2) 各種行政手続き費用(建築確認申請費、リサイクル料、各種登録手続き や申請代行費用)
 - 例3) 銀行振込の振込手数料
 - 例4) 各種保険料や保守費用
 - 例 5) 住居等、事業用途以外の施設・設備(店舗兼住居の場合は店舗部分の みが対象)
 - 例6) 販売目的の機械設備、貯蔵品等及び、賃貸目的の施設(アパート、マンション等)や設備(レンタカー事業者のレンタル用車両等)
 - 例7) 自社復旧の際の人件費
 - 例8) 在庫又は陳列されていた商品,原材料等
- ●償却資産として資産計上されていない設備
 - 例1) 店舗備品(カウンター、テーブル、椅子等)
 - 例2) 店舗什器(陳列棚、食器棚等)

出典:福島県「福島県中小企業等グループ補助金(令和4年福島県沖地震)」資料

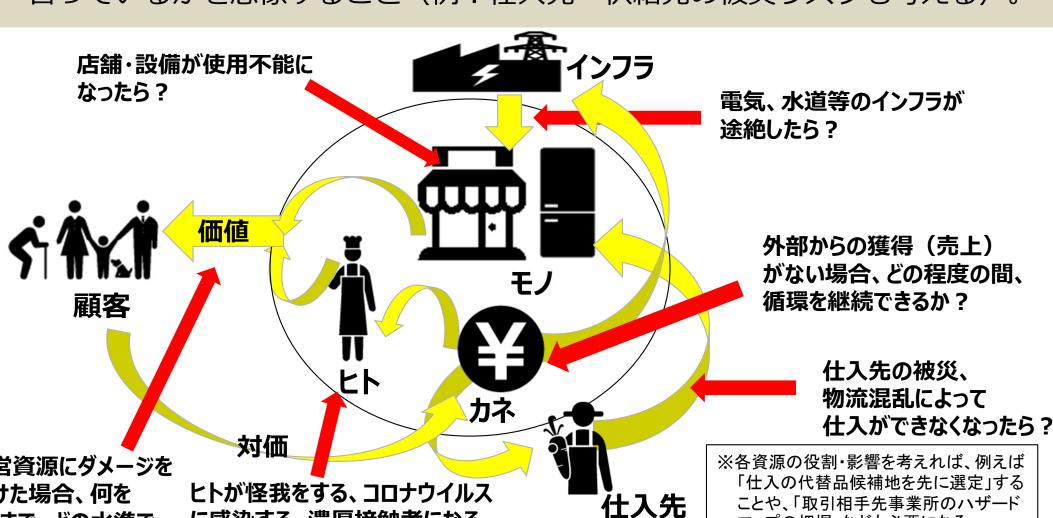
自然災害が経営資源に与える影響のイメージ

● 自然災害の特徴は、経営資源に直接的なダメージを与えること。また、他者 (取引先、インフラ業者)に対するダメージが、自社にも影響を与えていく。

経営資源	影響(例)
ヒト	・ 従業員が自然災害や感染症等の直接的・間接的影響で死傷する。・ スキルや決裁権限を有している社員が出社できない。・ 自宅が倒壊し、当面出社できない。
建物	建物が著しく損傷し、立ち入れない。このため、事業活動を継続できない。復旧のために多額の費用を要する。休業損害が生じる。
設備	 設備が損傷し、事業活動を継続できない。 損傷した設備と同じ型の設備の生産が終了しており、再調達できない。 復旧のために多額の費用を要する。 休業損害が生じる。
ライフライン	・ 電気、水、ガスなどの供給が停止し、事業活動を継続できない。・ ライフラインの途絶により、冷蔵保管品等を廃棄せざるを得なくなる。
システム	サーバーが損壊することでデータが滅失し、受注状況などが把握できなくなる。ネットワークの途絶により、システムが利用できなくなることで、業務効率が著しく低下する。
サプライヤー	物流が寸断することで、サプライヤーから原料等が調達されない。自社は被災しなかったが、サプライヤーが被災し、原料等が調達されない。その結果、自社の業務が停止する。

経営資源へのダメージが事業に与える影響

- 企業の事業活動は、自社の内部資源、外部から獲得した資源を組み合わせる・ 循環させることによって成り立っている。
- 事業活動の中で、各資源がどのような役割を果たし、どのような影響を及ぼし 合っているかを想像すること(例:仕入先・供給先の被災リスクも考える)。



経営資源にダメージを 受けた場合、何を どこまで、どの水準で 提供できるか?

ヒトが怪我をする、コロナウイルス に感染する、濃厚接触者になる などで出勤不能となったら?

13

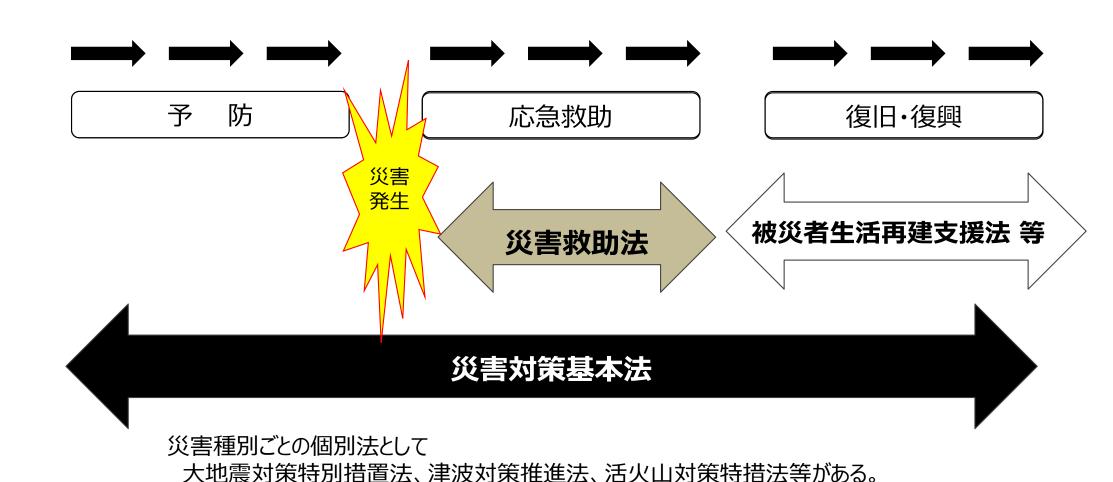
マップの把握」なども必要になる。

第3. 災害対策基本法とそれぞれの役割

- 災害対策の一般法として災害対策基本法があり、「予防~応急救助~復旧・復興」の各フェーズに跨って総合的な措置を規定している。併せて、フェーズごとに災害救助法や被災者生活再建支援法等の個別法がある。
- 災害対策基本法では都道府県や市町村の責務・義務及び権限が示されている。また、災害対策基本法に基づき、防災基本計画や地域防災計画が策定されている。

防災・災害に関する法体系

● 災害対策基本法を一般法とし、災害の種別、予防・応急・復旧・復興といったフェーズごとに災害救助法等の個別法が整備されている。



15

災害対策基本法の構成

● 災害対策の一般法として、平時における防災計画の作成や各種災害予防策から応急対策、復旧・復興に至るまでの総合的な措置について規定している。

1. 防災に関する理念・責務の明確化

- 災害対策の基本理念 ―「減災」の考え方等、災害対策の基本理念の明確化
- 国、都道府県、市町村、指定公共機関等の責務 一防災に関する計画の作成・実施、相互協力等
- 住民等の責務 一自らの災害への備え、生活必需品の備蓄、自発的な防災活動への参加等

2. 防災に関する組織一総合的防災行政の整備・推進

- 国:中央防災会議、非常(緊急)災害対策本部
- 都道府県・市町村:地方防災会議、災害対策本部

3. 防災計画―計画的防災対策の整備・推進

- 中央防災会議:防災基本計画
- 指定行政機関・指定公共機関:防災業務計画
- 都道府県・市町村:地域防災計画 ●市町村の居住者等:地区防災計画

4. 災害対策の推進

- 災害予防、災害応急対策、災害復旧という段階ごとに、各実施責任主体の果たすべき役割や権限を規定
- 市町村長による一義的な災害応急対策(避難指示等)の実施、大規模災害時における都道府県・指定行政機関による応急措置の代行

5. 被災者保護対策

- 要支援者名簿の事前作成 ●広域避難、物資輸送の枠組みの法定化 ●災害時における避難所、避難施設に係る基準の明確化
- 罹災証明書、被災者台帳の作成を通した被災者支援策の拡充

6. 財政金融措置

● 法の実施に係る費用は実施責任者負担 ●激甚な災害に関する、国による財政上の措置

7. 災害緊急事態

- 災害緊急事態の布告→政府の方針(対処基本方針)の閣議決定
- 緊急措置(生活必需物資の配給等の制限、金銭債務の支払猶予、海外からの支援受け入れに係る緊急指令の制定、特定非常災害法の自動発動)

災害対策基本法における市町村の責務と権限

 市町村(都の区も含まれる)は、基礎的な地方公共団体として防災に関する 対策を実施する責務を有し、災害応急対策及び応急措置を実施する義務を 負っている。これらの責務・義務を果たすため、市町村長には、様々な権限 が与えられている。

主な責務・義務

- ○防災に関する計画の作成と実施(第5条):当該市町村の地域・住民の生命、身体、財産を災害から保護するため、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成、実施する責務を有する。
- 〇災害応急対策の実施(第50条): 災害応急対策 に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応 急対策を実施しなければならないとされている。
- 〇応急措置の実施(第62条): 災害が発生し、又は、まさに発生しようとしているときは、消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置をすみやかに実施しなければならないとされている。

権限の例

- ○事前措置の指示(第59条): 災害を拡大させるおそれがある物件等の所有者等に対し、物件等の除去等を指示できる。
- ○避難の指示等(第60条):災害が発生し、又は発生する おそれがある場合、必要と認める地域の居住者等に対し、避 難のための立退きを勧告し、又は指示することができる。
- ○警戒区域の設定(第63条) : 警戒区域を設定し、災害 応急対策に従事する者以外の者に対し、当該区域への立入 を制限し、禁止し、又は退去を命ずることができる。
- ○物的応急公用負担(第64条):他人の土地、建物等の一時使用、土石・竹木その他の物件の使用・収用ができる。また、現場の災害を受けた工作物又は物件で応急措置の実施の支障となるものの除去等ができる。
- ○人的応急公用負担(第65条):住民又は現場にある者を 応急措置の業務に従事させることができる。

災害対策基本法における都道府県の責務と権限

都道府県は、広域的な地方公共団体として自ら防災に関する対策を実施する のみならず、市町村の事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う 責務を有している。

主な責務・義務

- ○防災に関する計画の作成と実施(第4条):当該 都道府県の地域・住民の生命、身体、財産を災害 から保護するため、当該都道府県の地域に係る防災 に関する計画を作成、実施する責務を有する。
- ○総合調整(第4条):区域内の市町村、指定防 災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その 総合調整を行う責務を有する。
- 〇応急措置(第70条): 災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置をすみやかに実施しなければならないとされている。

権限の例

- ○従事命令(第71条): 医療従事者等への従事命令、住 民等への協力命令、物資の販売等を業とする者への保管命 令、病院等の管理、物資等の使用・収用ができる。
- 〇市町村長への指示(第72条):市町村長に対し、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村を応援すべきことを指示することができる。また、災害応急対策について、市町村長に対し実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。

防災計画とは

- 防災基本計画は、災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する計画で、 防災業務計画や地域防災計画の基本となるもの。
- 地域防災計画は、災害対策基本法に基づき各地方自治体の長がそれぞれの防 災会議に諮り防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画である。

防災基本計画

各種防災計画の基本中央防災会議

(会長:内閣総理大臣)

※内閣総理大臣をはじめ全閣僚、指定公共機関の代表者、学識経験者により構成

防災業務計画

指定行政機関 : 中央省庁

指定公共機関:独立行政法人、日本銀行、 日本赤十字社、日本放送協会、通信会社、 電力会社、ガス会社、道路会社、鉄道会社 など

地域防災計画

都道府県防災会議(会長:知事) 市町村防災会議(会長:市町村長)

地区防災計画

【計画に定める事項】

- 防災に関する総合的かつ長期的な計画
- 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項
- 上記のほか、防災業務計画及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項で、中央防災会 議が必要と認めるもの

【計画に定める事項】

- 所掌事務について、防災に関しとるべき措置
- 上記のほか、所掌事務に関し地域防災計画の作成の基準となるべき事項 (指定行政機関の防災業務計画)

【計画に定める事項】

- 指定地方行政機関、都道府県及び市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱 (※都道府県の場合)
- 地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- 地域に係る上記の措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、 輸送、通信等に関する計画

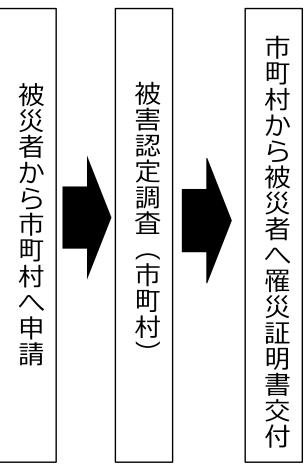
罹災証明書とは

- 罹災証明書の発行も災害対策基本法を根拠としている。
- 罹災証明書は、災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与や、被災者生活再建 支援金の支給等の各種被災者支援策の適用判断に用いられる。

<災害対策基本法の規定>

- ○災害対策基本法(昭和36年法律第223号)(抄) 第九十条の二 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面(第四項において「罹災証明書」という。)を交付しなければならない。
- 2 市町村長は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、前項の規定による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、当該市町村と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

<罹災証明書の交付の流れ>



災害救助法とは

- 災害救助法は、<u>都道府県知事</u>が市町村ごとの区域を定めて適用するものであり、適用にあたっては住家の滅失数等の一定の基準がある。
- 法に基づく救助は、都道府県知事が、現に救助を必要とする者に行う。

救助の種類

- 避難所の設置
- 応急仮設住宅の供与
- 炊き出しその他による食品の給与
- 飲料水の供給
- 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与
- 医療·助産
- 被災者の救出
- 住宅の応急修理
- 学用品の給与
- () 埋葬
- 死体の捜索・処理
- 障害物の除去

法の基本原則

【平等の原則】

現に救助を要する被災者に対しては、事情の如何を問わず、また、経済的な要件を問わずに、等しく救助の手を差しのべなければならない。

【必要即応の原則】

応急救助は被災者への見舞制度ではないので、画一的、機械的な救助を行うのではなく、個々の被災者ごとに、どのような救助がどの程度必要なのかを判断して救助を行い、必要を超えて救助を行う必要はない。

【現物給付の原則】

災害時は物資が欠乏し、調達も困難となり、金銭がほとんど用をなさない場合も多いことから、法による救助は現物をもって行うことを原則としている。

【現在地救助の原則】

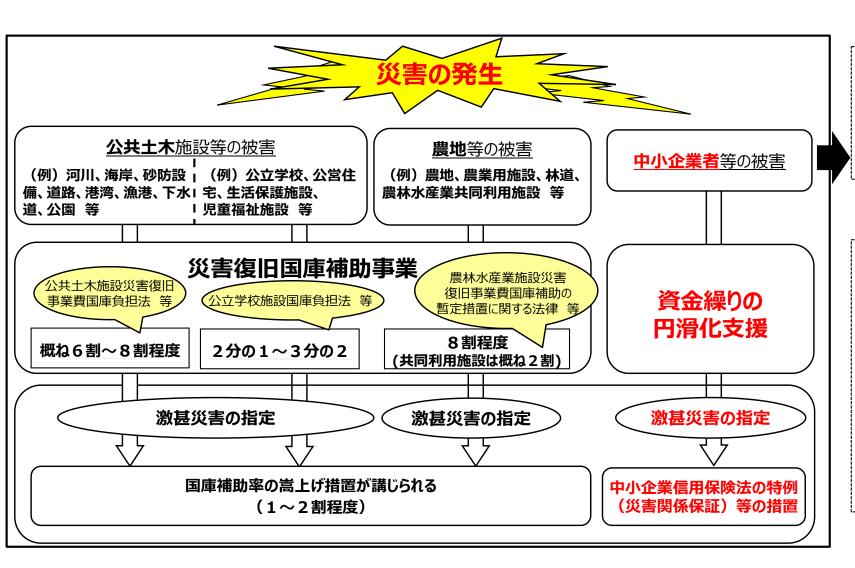
発災後の緊急時に円滑かつ迅速に救助を行う必要があることから、被 災者の現在地において実施することを原則としている。

【職権救助の原則】

応急救助の性質からして被災者の申請を待つことなく、都道府県知事がその職権によって救助を実施する。

激甚災害指定制度とは

● 当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を 行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合に「激甚災害」として 指定し、災害復旧事業を行う都道府県に対する国庫財政措置等を行うもの。



第1章 総則

第2章 公共土木施設災害復旧事業 等に関する特別の財政援助

第3章 農林水産業に関する特別助成

第4章 中小企業に関する特別の助成

第5章 その他の特別の財政援助及び助成

〈中小企業に関する特別の助成〉
○中小企業信用保険法による災害
関係保証の特例(第12条)

⇒信用保証協会が行う災害関係保 証について、一般の付保限度額と同額 を別枠(普通保証 2 億円、無担保保 証 8 千万円等)を別枠で保証する災 害関係保証の実施等

○事業協同組合等の施設の災害復 旧事業に対する補助(第14条)

⇒被害を受けた事業協同組合等の 共同施設について、その復旧事業経費 を都道府県が3/4補助する場合、 国はその経費の2/3を補助。

激甚災害の具体例

● 2021 年に災害救助法の適用を受けた災害

災害名	適用地域
令和3年1月7日からの大 雪による災害	秋田県(4市2町1村)・新潟県(6市)・福井県(5市)・富山県(4市)
福島県沖を震源とする地震	福島県(8市9町)
令和3年栃木県足利市にお ける大規模火災	栃木県(足利市)
令和3年新潟県糸魚川市に おける地滑り (激甚災害指定)	新潟県 (糸魚川市)
島根県松江市における大規 模火災	島根県(松江市)
令和3年7月1日からの大 雨による災害 (激甚災害指定)	静岡県(熱海市)・鳥取県(鳥取市)・島根県(4市)・鹿児島県(3市2町)
台風第9号から変わった温帯 低気圧に伴う大雨による災害 (激甚災害指定)	青森県(1市1町1村)
令和3年8月11日からの の大雨による災害 (激甚災害指定)	島根県(1市2町)・福岡県(3市)・長崎県(2市)・長野県(2市3町1村)・広島県(3市1町)・佐賀県(2市1町)
長野県茅野市において発生 した土石流	長野県(茅野市)

出典:内閣府防災情報のページ「災害救助法の適用状況」

第4. 市町村と共同で取り組む意義と 商工会・経営指導員の役割

- 事業継続力強化支援計画は、市町村と商工会・商工会議所が共同で作成する ものである。
- 基本指針では、「事業継続力強化支援は、地域の防災を進める上で重要な役割を果たす地方公共団体と連携して実施することが必要である。とりわけ、 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第四十条第一項に基づ く都道府県地域防災計画及び第四十二条第一項に基づく市町村地域防災計画 を踏まえて、支援を実施するものとする」としている。

地域社会と事業者の事業活動

● 地域内事業者に災害等への事前対策を促すことは、当該者の事業継続のみならず、地域機能の維持、持続可能なものとしていくためにも重要となる。

「小さな拠点」づくりの取組イメージ

中山間地域等の集落生活圏(複数の集落を含む生活圏)において、安心して暮らしていく上で必要な生活サービスを受け続けられる環境を維持していくために、地域住民が、自治体や事業者、各種団体と協力・役割分担をしながら、各種生活支援機能を集約・確保したり、地域の資源を活用し、しごと・収入を確保する取組を「小さな拠点」づくりといいます。



住民が生活を続ける、地域を持続可能なものとしていくためには、

- ・日常生活に必要な機能・サービス (日用品の販売店、ガソリンスタンド等々)
- ・仕事、収入手段の獲得先 が必要となるが、この機能を提供しているのは、 民間セクター≒民間事業者であることが多い。

出典:内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局「住み慣れた地域で暮らし続けるために 〜地域生活を支える「小さな拠点 | づくりの手引き〜 |

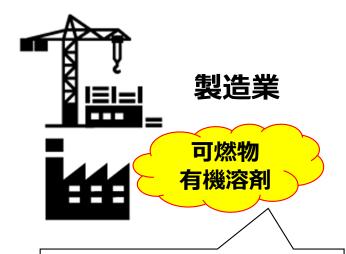
被害拡大防止・応急対策・救助の観点からの事前対策の重要性

災害の発生時に被害拡大を防止する、応急救助活動に迅速に取り組む上でも、 地域内の各事業者が事前対策を講じることは有益である。



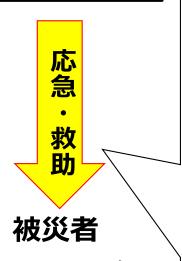
災害発生時の避難誘導等が 混乱すると、応急救助にも支障 が生じる可能性。

施設内の安全対策が不十分な場合、被害が拡大する可能性。



流出した場合、大規模火災、 河川汚濁等の可能性。 原因元の事業者に損害賠償 責任が生じる可能性。

市町村



応急対策・救助活動は 行政のみでは完結しない。

- ・避難所の設置・運営
 - →役所だけで、必要な資材・燃料を 調達できるか?
- ·応急工事
 - →役所が重機を保有しているか、重機 運転者はいるか?
- ・被災者・物資の輸送
 - →役所が運搬車両を保有しているか、 車両運転者はいるか?

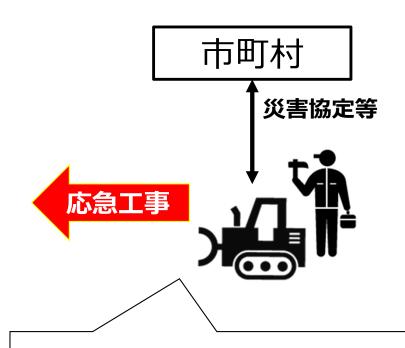
これら業務をお願いする地域内事業者の事前対策が不十分だとどうなるか?

経営指導員と市町村との意思疎通が不十分だと何が起きるか

- 災害発生時は、被害拡大防止の観点から、市町村や災害救助法に基づく救助 を実施する都道府県の指示に従うことが重要である。
- 市町村と十分に意思疎通を図り、商工会・商工会議所の活動によって被害拡大(二次被害)を招くことがないようにマネジメントすることが重要である。



警戒区域、市町村が避難勧告を出している場所等で、相談会等の事業者を集めるような行為を行っていないか?



緊急性の高い応急工事を阻害するような行為を行っていないか? (市町村から発注を受けた応急工事ではなく、会員として商工会館前の土砂撤去を優先するように働きかける等)

経営指導員にはどのような役割が求められているか

- 基本指針では、「具体的な取組の企画・実行や、目標の達成に向けた進捗管理等を行う責任者」であることを求めている。
- また、市町村との間での情報伝達・指揮命令系統を円滑に行うことが求められる。

基本指針第三. 2. (3) 実施体制

「事業継続力強化支援事業を円滑に実施するため、商工会又は商工会議所は、具体的な取組の企画・実行や、目標の達成に向けた進捗管理等を行う**責任者として経営指導員**(法第五条第五項に規定する経営指導員をいう。)を選定した上で、自然災害等発生時における関係市町村への地区内の商工業の被害情報の伝達及び指揮命令系統を円滑に行うことができる仕組みを設ける」

経営指導員としての役割を果たすためには、

- ・地域の防災の方針、計画はどのようになっているか
- ・災害等発生時に、市町村がどのようなルールのもとに、どのような優先順位で動くのかを知ることが必要であり、市町村とのコミュニケーションを円滑なものとするためにも防災・災害、感染症に関する法律の基礎的な知識は知っておくこと。
- ・事業継続力強化支援計画を関係市町村の地域防災計画の改訂状況も踏まえつつ、定期 的に見直しを行うこと。

第5.事業継続力強化支援について

- BCP策定等につなげる1ステップとして事業継続力強化計画があり、実効性の高い取り組みを国が認定。計画策定段階から様々なステークホルダーがサポートするほか、認定を受ければ融資等の各種支援策も活用可能である。
- 自然災害対策にて実効性のある取り組みとして、ダメージ軽減対策のみならず、発災からの対応時間を短縮する対策が重要。対応時間長期化による影響を考えれば小規模事業者こそ真剣に考えなければならず、経営者にとって自分事という意識を持たせることが大切である。

事業継続力強化計画とは

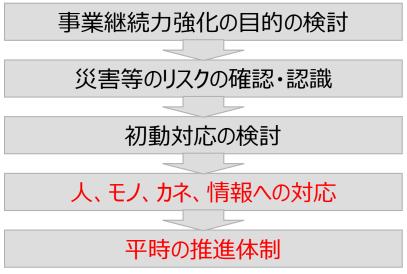
- BCP策定等につなげる第1ステップとして令和元年度に事業継続力強化計画を新設。
- 予期せぬ緊急事態に備えるという点において、BCPと事業継続力強化計画の目的は同じ。

事業継続力強化計画認定制度の特徴

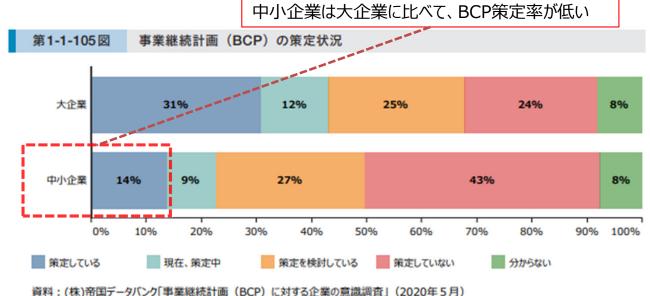
- ①実効性のある取組に特化
 - 計画に記載する項目をBCPの中でも特に実効性の高い取り組みに絞っており、誰でも簡単に取り組むことができる。
- ②やる気認定
 - 事業者がこれから取り組む実効性の高い取り組みを認定する。
- ③様々なステークホルダーがサポート

計画の策定を商工団体や金融機関、損保会社がサポートする。また、国の予算事業により、ワークショップや専門家を派遣し、計画の策定支援を行うほか、計画策定後の訓練等をフォローアップする。認定を受けた事業者は、融資、信用保証枠の特例、税制措置等を活用できる。

事業継続力強化計画の検討ステップ



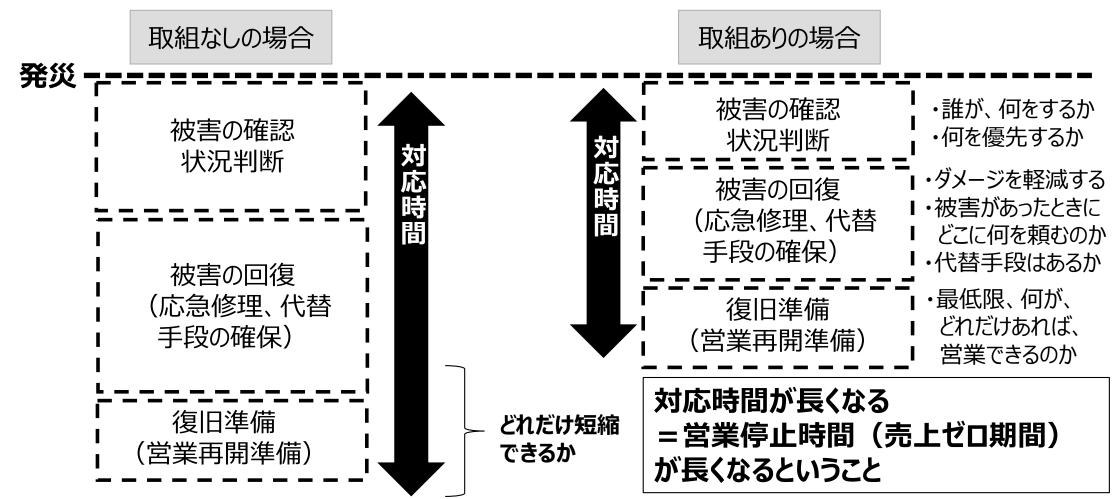
(参考)事業継続力強化計画策定の手引き(中小企業庁、中小機構) Microsoft PowerPoint - r2305 策定の手引き【単独】(set).pptx (meti.go.jp)



出典:2021年版中小企業白書 小規模企業白書

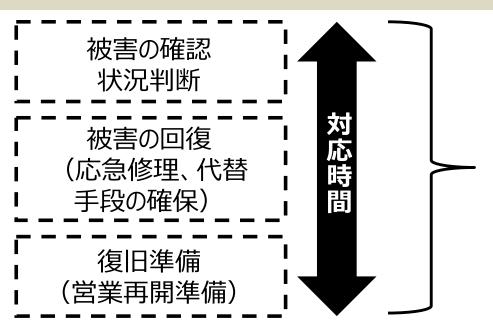
実効性のある取り組みとは

- 自然災害対策においては、その取り組みをすることで対応時間をいかに短縮 できるかが重要である。
- 発災時のダメージはゼロにはできないということを前提に、ダメージを軽減 する対策だけではなく迅速な行動を取るための対策を考える。



事業継続力強化は、小規模事業者こそ存続に直結する重要課題

事業継続力強化は、大企業・中堅企業だけが取り組むという代物ではなく、 むしろ、小規模事業者こそ真剣に考えなければならないこと。



手元資金・経営体力が豊富であれば、 対応時間が長期化したとしても耐えられるかもしれない。 →**大企業・中堅企業と比較して、小規模事業者は?**

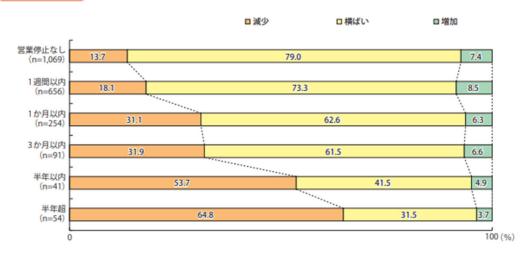
地域をまたいで多店舗展開している企業であれば、 1店舗の売上がゼロの期間が続いても、他店舗の売上で カバーできるかもしれない。

(100店舗から99店舗)

- →1店舗しかない小規模事業者は?
 - (1店舗から0店舗)

事業の停止がもたらす影響

第3-2-13図 被災による営業停止期間別に見た、被災3か月後における被災前と比較した取引先数の推移



営業停止が長引くほど、取引先数の減少につながる傾向となっている。

→早期の復旧が重要

資料:三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「中小企業の災害対応に関する調査」(2018年12月)

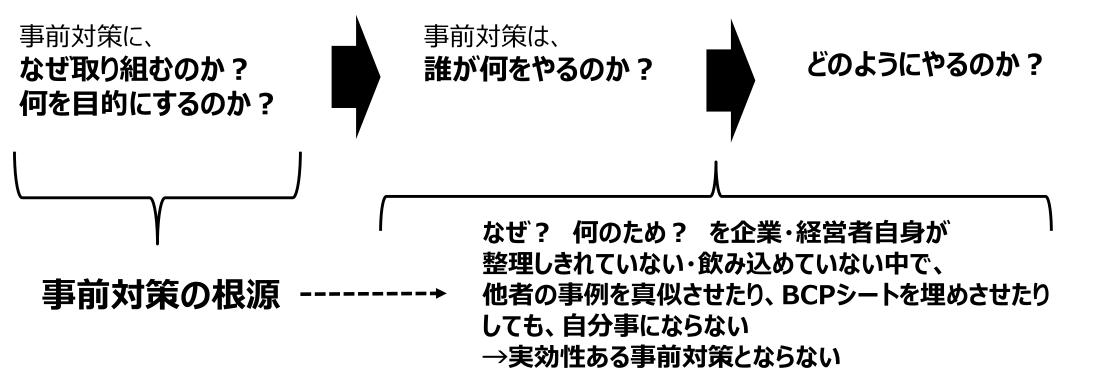
(注)1.過去の被災により、事業上の損害を受けた経験がある者の回答を集計している。

2. 営業停止期間について、「1日」、「2~3日」、「1週間以内」の項目を「1週間以内」とし、「1年以内」、「1年超」、「再開していない」の項目を「半年超」として分析している。

出典:2019年版中小企業白書

企業・経営者にとっての自分事とすること

取組のきっかけは、行政から求められた・経営指導員から勧められた、であったとしても、最終的には、企業・経営者にとっての自分事、という意識を持たせること。



2021年5月に帝国データバンクが実施した意識調査によると、BCP を「策定している」と回答した企業の中で、「従業員のリスクに対する意識が向上した」という回答が半数以上存在するほか、「事業の優先順位が明確」や「業務の定型化・マニュアル化」「業務の改善・効率化」など、日頃の業務改善にも効果が表れていることが見て取れる。また「取引先からの信頼」といったように、自社の価値向上にもつながっていることが示唆されている。

なぜ事業を継続したいのか、何を目的に事前対策に取り組むのか

- 「なぜ」「何を目的」とするかによって、何をどのようにどの水準で行うかも変わってくる。
- 事前対策・BCPは、手段であって、目的ではない。

なぜ事業を継続したいのか一つをとっても、企業・経営者で千差万別

- ・経営者自身の生きる糧として継続したいのか
- ・従業員の生きる糧として継続したいのか
- ・受け継いできた歴史や伝統をつなげていくために継続したいのか

なぜが千差万別であれば、何を目的に事前対策を講じるかも千差万別

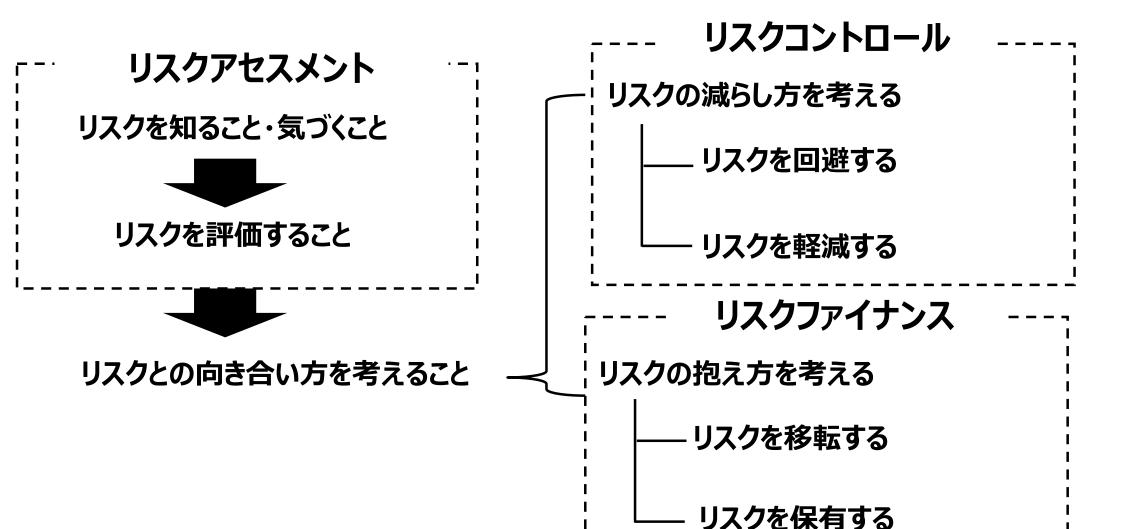
- ・可能な限り今の事業をそのまま継続するための事前対策なのか
- ・経営者や従業員の生計の手段を維持するための事前対策なのか
- ・会社を残したいのか、事業を残したいのか

第6. リスクへの対策・具体的手法

- リスクをゼロにすることはできないという前提のもとに、リスクマネジメント、 ダメージコントロールを図っていくことが重要である。
- また、リスクマネジメントは、自然災害等に限った特殊な考え方ではなく、平時の経営においても必要不可欠な考え方。災害時の事業継続を念頭に置いたマネジメントが災害以外の突発事態(取引先の倒産等)にも役立つことがあれば、他の突発事態を念頭に置いたマネジメントが災害時にも役立つ、といっこともある。
- 事業継続力強化支援における「自然災害等」には、感染症も含まれる。自然災害と感染症では被害対象や事業への影響で異なる点はあるが、リスクマネジメントの考え方は共通している。
- 自然災害等特有の事象もあるが、事業継続力強化支援の基本は平時の経営診断 (経営資源をどのように管理し、運用するか)と同じである。むしろ、経営診 断が出来なければ、事業継続力強化支援も出来ないのである。平時の経営診断 の実施状況が災害時の支援に大きく影響を与える。

リスクマネジメントの基本的な考え方

- 企業としての目的が明確となったことでリスクマネジメントが本格化する。
- リスクマネジメントは、リスクを知ること・気づくことから始まり、リスクとどのように向き合い、折り合いをつけるかというもの。



リスクマネジメントは企業が平時から行っていること

そもそも企業は不確実性に囲まれており、経営者は無意識のうちにリスクマネジメントを行っている。事業継続力強化支援では、情報を提供することで無意識を意識的な行動に、自然災害等を経営者の想像の範疇にまで持っていくこと。

リスクアセスメント

うちの店で食中毒は発生しうるか? 食中毒が発生したら店はどうなるか? 何をしなければいけなくなるか?



いつ、何が原因で起き る分からない食中毒 =リスク

リスクコントロール

店舗や設備を清潔に保つ。 廃棄物を店舗内に放置しない。 季節・気候に応じて食材の保管・調理方法 に気を配る

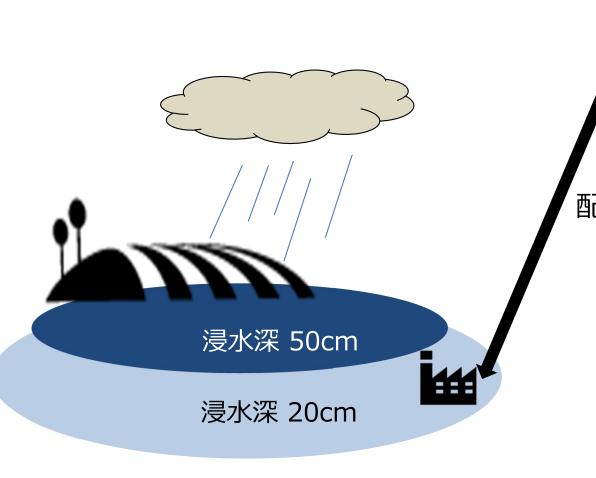
リスクファイナンス

万が一に備えて、被害者に医療費、賠償金を支払うための保険に入る。

休業期間中に発生する支払にための資金を 常に手元に持っておく。

リスクアセスメントのイメージ

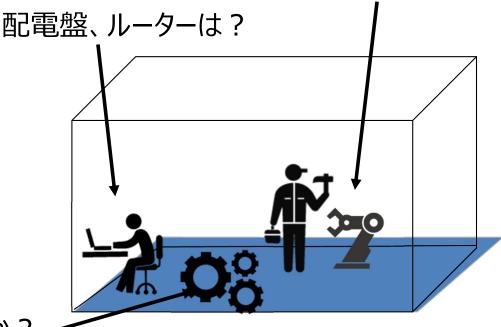
- 基本指針では「事業活動に影響を与える自然災害等のリスクの認識に向けた 注意喚起」を、事業継続力強化支援計画の取組の一番目に挙げている。
- リスクは認識するだけではなく、当該リスクがどのように事業に影響するか を評価することが重要。



大雨時に自社の敷地が浸水するというリスク

20cm浸水すると、どのような影響?

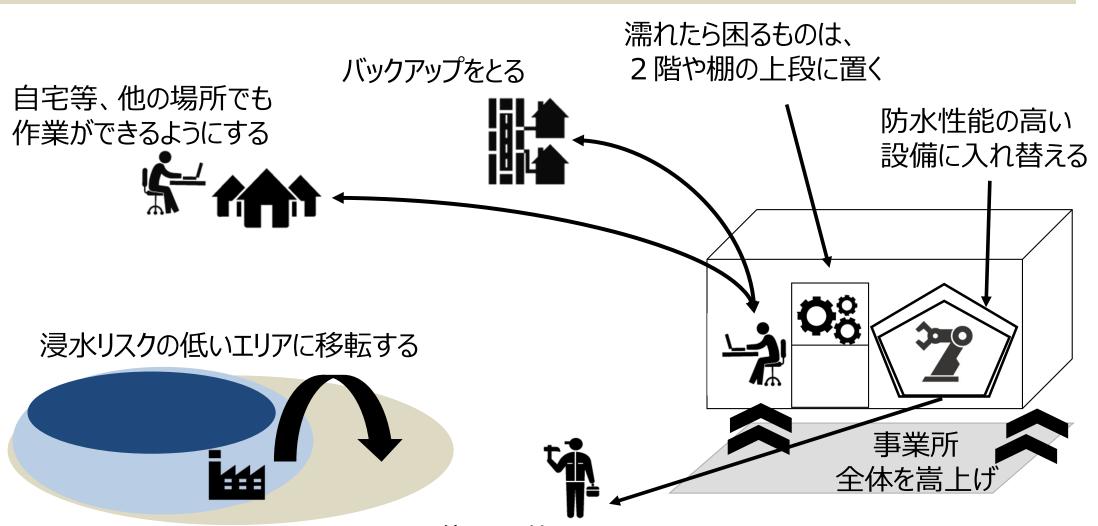
据置型の設備はどうなるか?



原材料、仕掛品は濡れるとどうなるか?

リスクコントロールのイメージ

自然災害等そのもののリスクはコントロールできないが、経営資源に対する ダメージの回避あるいは縮小を図ったり、ダメージを受けた後の影響の軽減 を図ることはできる。



修理可能なものなのか 誰が修理できるのか把握しておく

リスクファイナンスのイメージ

- リスクコントロールを講じたとしても、ダメージはゼロとはならない。また、 仮に自社の経営資源へのダメージは防げたとしても、自社の外部(顧客や取引先等)がダメージを受けた場合は事業活動に影響が生じる。
- リスクとリスクに伴うダメージに財務面から対処法を考えていくのがリスクファイナンスの基本的な考え方。

自社の経営資源は ダメージゼロ(被災無し) であったとしても、顧客が被 災している、避難して地域 内にいない・来ないという場 合は、開店休業・売上ゼロ となる。





防ぎきれなかった被害 再開のための

投資資金



どのように賄うか? 準備するか? (リスクファイナンス) リスクコントロールしても なお生じる費用

リスクコントロールでは

設備の動作試験費用汚泥の除去、消毒費用



事業継続における自然災害と感染症の違い①

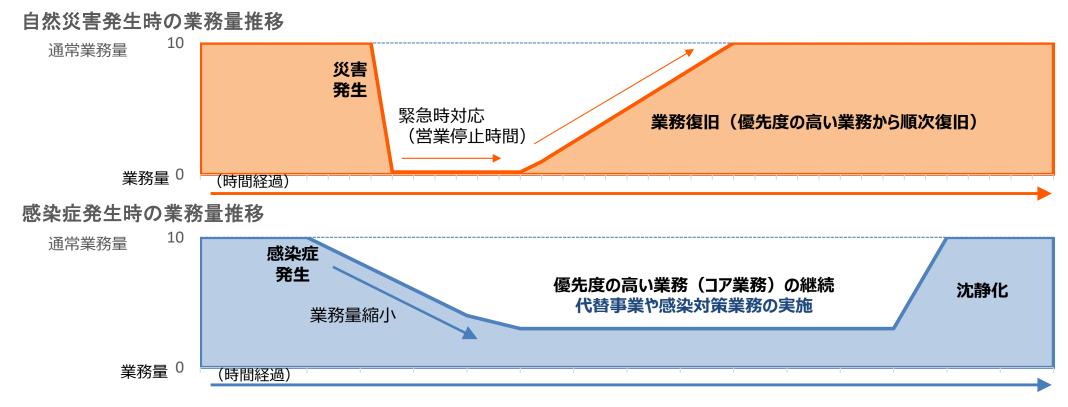
- 自然災害と感染症では、被害の対象、範囲、期間等が異なり、事業への影響 や事業継続・復旧の方針に違いがある。
- どちらの場合も、事前対策により被害の回避・軽減を図ることが重要。

	自然災害	感染症
被害の対象	主として、施設・設備等、社会インフラへの被害が大きい。	主として、 <u>人への健康被害</u> が大きい。
被害の範囲	被害が地域的・局所的である。 (代替施設での操業や取引事業者間 での補完が可能)	被害が <mark>国内全域、全世界的</mark> となる。 (代替施設での操業や取引事業者間 での補完が不確実)
被害の期間	被害発生時点で過去事例等からある 程度の影響想定が可能である。	不確実性が高く <u>影響予測が困難</u> である。
事業への影響	事業を復旧すれば業績回復が期待できる。	集客施設等では長期間利用客が減少 する。
事業継続方針	できる限り事業継続・早期復旧を図る。	感染リスク、社会的責任、経営面を勘 案し事業継続のレベルを決める。

参考:厚生労働省「社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドライン」(一部改編)

事業継続における自然災害と感染症の違い② 業務量推移

- 自然災害と感染症では、被害発生後の業務量推移が異なる。自然災害ではインフラ停止や施設設備への被害等により通常業務が停止・急減する。一方、感染症では、従業員自身や家族の感染により、出勤可能な人員が減少し、対応可能な業務量が徐々に減少することが想定される。
- 自然災害対策では、「営業停止時間の短縮」、感染症対策では「コア業務の 維持継続」が重要な目的となる。



参考:厚生労働省「社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドライン」(一部改編)

事業継続における自然災害と感染症の違い③ 事後対策

- 感染症流行下では業種ごとに作成される感染拡大予防ガイドライン等の実践が求められる。
- 感染症対応に関する国・地方自治体及び業界団体等のガイドラインは、最新のものを 随時参照すること。

	業種別ガイドラインに基づく感染防止対応の例
観光業	 ・宿泊客が共有する物品やドアノブ等の接触頻度の高い場所の特定、消毒の徹底。 ・ロビーの密集を避ける。各部屋でのチェックイン・チェックアウト。 ・口に触れるもの(コップ、箸等)は使い捨てに。 ・館内説明は、文書や動画で。 ・食事の座席レイアウトの変更。(横並び) ・バス送迎時の人数制限。
飲食業	 ・従業員の検温と記録。マスク、手洗い、手指消毒の徹底。体調不良時は自宅待機。 ・テーブル、ドアノブ、スイッチ、便座、階段の手すり等の拭き取り清掃。 ・座席間隔の確保、アクリル板設置等による飛沫対策。 ・割り箸など、使い捨てが可能なものへの代替。 ・従業員の通勤時には、公共交通機関を利用しない方法の積極的な活用を推奨する。
製造業	 ・従業員の自転車・自家用車による通勤の推奨。 ・休憩・共有スペースや生産設備等のパネル、レバー等の定期消毒。 ・工具の占有化。 ・安全衛生管理者や保健所との連携体制の確立。 ・取引先に対する感染防止対策の促し。

リスクアセスメントの具体的な手法・参考情報①

● 行政機関等が作成しているハザードマップの他、インターネット上で参照可能なものを紹介する。

ハザードマップポータルサイト(国土地理院)https://disaportal.gsi.go.jp/



リスクアセスメントの具体的な手法・参考情報②

● 行政機関等が作成しているハザードマップの他、インターネット上で参照可能なものを紹介する。

コンテンツ名	発行元・URL	調査項目例
J-SHIS 地震ハザード ステーション	防災科学技術研究所 http://www.j-shis.bosai.go.jp/	主要地震を調べる(規模・発生確率) 震度分布を調べる(活断層型)
川の防災情報	国土交通省 http://www.river.go.jp/portal/#80	主要河川を調べる(浸水想定区域 等) 想定浸水深を調べる
地点別浸水シミュレー ション検索システム (浸水ナビ)	国土交通省 https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiM ap/Map/	河川の破堤点や特定地点等に影響 を与える想定破堤点を調べる
活断層及び海溝型地震 の長期評価結果一覧	政府地震調査研究推進本部 https://www.jishin.go.jp/evaluation/l ong_term_evaluation/lte_summary/	主要地震を調べる(規模・発生確率)
2万5千分の1 浸水 範囲概況図	国土地理院 https://www.gsi.go.jp/kikaku/kikaku 40014.html	津波浸水深を調べる 東日本大震災の津波浸水範囲など

リスクコントロールの具体的な手法・参考情報

- リスクコントロールの具体的な手法を学ぶ上では、各種 B C P のガイドラインや事例集が経営指導の参考となる。
- 内閣府の防災情報サイトでは、作成主体の官民を問わず、事業者向けのガイドラインが掲載されているので適宜参照することを勧める。



http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyou/keizoku/sk.html

リスクファイナンスの具体的手法・参考情報

- リスクファイナンスの具体的な手法には、自己資金の蓄積や保険・共済の他コミットメントライン融資の活用やCATボンド等もある。
- 小規模事業者の場合は保険・共済の加入率が必ずしも高くはない現状にある。 まずは保険・共済の効用を伝えるところから始めるのが良いだろう。

自然災害に関する主なリスクと保険の補償分野

	補償対象の考え方	イメージ
財物損害の補償	火災、台風等の自然災害や事故による 財物 の損害 に対する補償	暴風で窓ガラスが割れた、飛翔物で設 備が壊れた際の修理費用
休業損失の補償	自然災害や事故によって <u>喪失した利益</u> に対 する補償	自然災害で店を開くことが出来なくなっ た際の喪失利益、休業中の固定経費

財物損害の保険には加入していたが、休業損失の保険には入ってなかったため、発災後の復旧時の資金が不足するというケースもある。 漠然と保険加入を勧めるのではなく、事業者のリスクを正しく認識して必要な補償が受けられる保険等を伝える必要がある。

小規模企業共済の共済契約者貸付制度

災害時貸付け	災害救助法の適用された災害等または一般災害(火災、落雷、台風、暴風雨等)により 被害を受けた際に、経営の安定を図るために事業資金を低金利で借入れできる制度。	
緊急経営安定貸付け	経済環境の変化等に起因した一時的な売上の減少により、資金繰りが著しく困難なときに、 経営の安定を図るために事業資金を低金利で借入れできる制度。	

本講習資料の補足説明

参照を前提にしている法令

本講習資料は、事業継続力強化支援の基礎的内容を説明したものであるが、個々の法令の条文を全文掲載はしていないので、受講者は以下の法令を参照することを推奨する。

災害対策基本法

災害救助法

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 中小企業等経営強化法

中小企業支援法

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律 中小企業信用保険法

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 新型インフルエンザ等対策特別措置法

中小企業庁「新型ウイルス感染症の感染拡大時に中小企業が取り組むべき対応(新型ウイルス感染症ハンドブック)」

執筆担当者·監修者

【初版(令和2年度)】 経済産業省中小企業庁経営支援部小規模企業振興課 小規模企業専門官 水野 遼太 係長(地域連携) 雨森 良太

【第2版(令和3年度)】

経済産業省中小企業庁経営支援部小規模企業振興課 小規模企業専門官 江澤 侑矢 係長(地域連携) 上田 雅也 係長(地域連携) 和田 隆史 産業能率大学経営学部 准教授 新井 稲二 七田総合研究所株式会社 代表取締役 七田 亘 株式会社プランコンサルティング 中小企業診断士 茂井 康宏経営サポート ゲットタフ 中小企業診断士 湯田 晋介 大川裕介公認会計士事務所 公認会計士 大川 裕介

【第3版(令和4年度)】

経済産業省中小企業庁経営支援部小規模企業振興課 小規模企業専門官 江澤 侑矢 係長(地域連携) 和田 隆史 株式会社エイチ・エーエル 中小企業診断十 栗田 大介

【第4版(令和5年度)】

経済産業省中小企業庁経営支援部小規模企業振興課 小規模企業専門官 江澤 侑矢 係長(地域連携) 井口 拓也 経営サポート ゲットタフ 中小企業診断士 湯田 晋介 株式会社ドゥリサーチ研究所

【第5版(令和6年度)】

経済産業省中小企業庁経営支援部小規模企業振興課 小規模企業専門官 高橋 貴幸 係長(地域連携) 井口 拓也 中小企業診断士 平阪 靖規 株式会社コムラッドファームジャパン